アジア地域各国電波法申請の注意点と最新動向
＋ その他主要規制変更国の最新情報解説

＜講師＞　飯田　菜々（イイダ　ナナ）
株式会社UL Japan　コンシューマーテクノロジー事業部

＜開催日＞　2022/6/21

UL AND THE UL LOGO ARE TRADEMARKS OF UL LLC © 2022. ALL RIGHTS RESERVED. THIS DOCUMENT MAY NOT BE COPIED WITHOUT WRITTEN PERMISSION FROM UL AND ONLY IN ITS ENTIRETY. THE DOCUMENT IS FOR GENERAL INFORMATION PURPOSES ONLY AND IS NOT INTENDED TO CONVEY LEGAL OR OTHER PROFESSIONAL ADVICE. THE INFORMATION PROVIDED IN THIS DOCUMENT IS CORRECT TO THE BEST OF OUR KNOWLEDGE, INFORMATION AND BELIEF AT THE DATE OF ITS PUBLICATION.

セミナー開催中のお願いとお知らせ

- ご質問は、随時、質問ボックスへご入力ください。
  後日、担当より回答いたします。

- 本セミナーの資料および録画版のリンクは、明日以降、配信致します。
  期間限定にて公開致します。

- 後日、ご登録のメールアドレスに、
  関連情報等を配信させて頂くことがあります。どうぞご活用ください。

- ご退出の際は、簡単なアンケートにご協力ください。
  セミナーウィンドウ右下の**「終了」ボタン**
  をクリックするとアンケート画面に切り替わります。

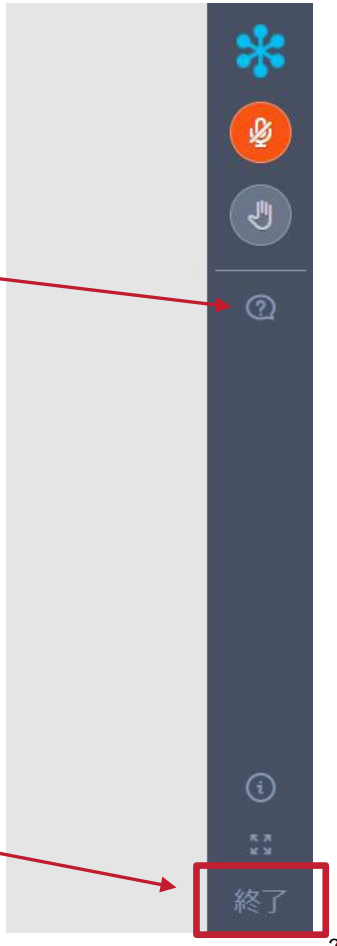

注意事項

- 本コンテンツの知的所有権はULにあります。無断での転用配布・放送は禁止されています。
- 本コンテンツは一般的な情報を提供するもので、法的並びに専門的助言を与えることを意図したものではありません。
- 本コンテンツは、作成時点(2022年6月)の情報をもとに作成しています。本コンテンツの情報に基づいて行った行為により生じたいかなる結果に関しても、弊社では責任を負いかねます。
- 規制は国や地域ごとに異なり、また日々アップデートされています。最新の規制情報をお知りになりたい場合は、こちら までお気軽にお問合せ下さい。

本日の講師：

飯田　菜々
（Iida Nana）

＜講師＞　飯田　菜々（イイダ　ナナ）

株式会社　UL Japan
コンシューマー機器事業部
グローバルマーケットアクセスグループ

アジェンダ

1. アジア主要国・地域の電波法

   (表記要件、申請手順、申請時の注意事項、規制最新動向)

   - 中国

   - 韓国

   - 台湾

2. 規制変更における各国最新情報

   ベトナム・マレーシア・インドネシア・その他

3. 電波法規制情報提供サービス

各国申請　申請キーワード紹介

項目	用語説明
管轄当局	無線認可申請の管轄を行う機関名
平均申請期間	必要資料・サンプルが全て揃い、申請開始後から認可取得までの期間 ※2022年6月時点
有効期限	認可証の有効期限の有無、更新申請
表記要件	製品ラベル、パッケージ、マニュアル表記の要求
認可証原紙	認可証の原紙の発行有無、保管の要否
現地代表者	申請対象国国内で申請者となる会社、代行可否
認可情報の公開	認可取得後の情報・資料公開、公開方法
モジュール認可	製品でなく、無線モジュール基板での認可取得、申請形態

アジェンダ

1. アジア主要国・地域の電波法

   (表記要件、申請手順、申請時の注意事項、規制最新動向)

   - 中国

   - 韓国

   - 台湾

2. 規制変更における各国最新情報

   ベトナム・マレーシア・インドネシア・その他

3. 電波法規制情報提供サービス

中国

中国電波法　申請概要

項目	概要	備考
管轄当局	State Radio Regulatory Commission (SRRC)	
平均申請期間	12週間	2022年6月時点での情報
有効期限	5年	更新後の有効期限:3年
表記要件	有り	
認可証原紙	有り	更新の際、原紙の提出が必要
現地代表者	必要	申請手続きを行うオンライン申請システム登録用に中国国内の携帯電話番号および携帯電話保持者の情報が必要
認可情報の公開	当局WEB上に公開	資料公開は無し
モジュール認可	可	フルモジュール認可と 限定モジュール認可の2種類

中国

表記要件

■ 製品上への表記要件

認可製品上に下記を表示すること

- 申請者名
- モデル名
- シリアルナンバー
- 認可番号（例：CMIIT ID: XXXXYZNNNN）

ディスプレイを持つ製品は
電子表示可能
電子表示に加えて
パッケージ及び取扱説明書にも
記載が必要

■ マニュアルへの表記要件

下記を表示すること

- 認可番号（例：CMIIT ID: XXXXYZNNNN）
- **信部[1998]178号第13条の要求に基づく注記**

中国

申請手順

申請手順:

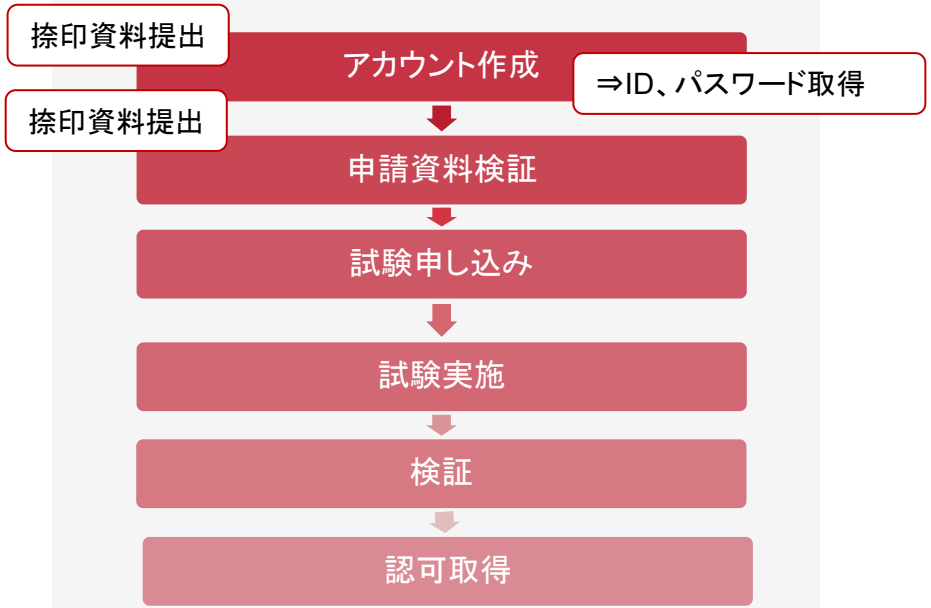

独自必要資料:

- 各種捺印資料
- 申請者の登記簿謄本
  ※日本語と1ページ目中国語訳されたものが必要
- 中国語取扱説明書
- 工場のISO証書
  ※無い場合、宣言書の提出が必要
- RF部品リスト(指定フォーマット)

申請サンプル:

- アンテナ端子付き伝導サンプル5台
  ※正式ラベル貼付必要

中国

注意点1：申請者のアカウント登録が必要

初回のみ対応要！

アカウント登録必要資料：

- 各種ご署名書類
- 登記簿謄本（日本語/1ページ目中国語訳）
- 代表取締役社長のパスポートのコピー
- 携帯電話番号（中国国内で契約のもの）
  ※中国国外の携帯電話番号は使用不可

中国

注意点2:認可取得後の対応について

- **輸入・販売契約或いは中国国内販売が証明できる中文資料の提出が必要**

  ⇒ 認可後6ヶ月以内に、申請者にて提出が必要。
  期日内に提出出来ない場合、試験費用は全額申請者に請求される。

・ランダムに抜き取り監査が実施される

  ⇒ 対象となった場合、資料やサンプルの提出が必要

注意点3:認証免除機器について

認証免除機器:

- 一部SRD(イモビライザー、キーレスエントリー、Zigbeeや13.56MHzなど)
- WLAN 2.4GHz帯で出力10mW(e.i.r.p)以下の製品
- 5.8GHz帯で出力25mW(e.i.r.p)以下の製品

⇒2.4GHz/5GHz帯をサポートする機器で、
2.4GHz帯で10mW(e.i.r.p)、5.8GHz帯で25mW(e.i.r.p)以下の製品の場合、
該当バンドは申請対象から除外する必要があり。
Bluetoothは認証要

最新情報

2.4GHz/5GHz帯機器　技術基準規格"2021-129号"発行

施行日：2022年1月1日
対象製品：Bluetooth、WLAN機器を含む2.4GHz帯/5GHz帯で動作する機器

主な変更点：

- Global IPアドレス割当て機能を備えたWLAN機器に対するIPv6要求追加
- 2.4GHz/5GHzの妨害干渉回避技術要求追加
- 2.4GHz帯のスプリアスエミッションのリミットが以前より厳しい箇所がある
  ※出力が高い機器の場合、1ch、13ch等の上下限チャンネルが使用出来ない可能性があり

最新情報

移行期間：

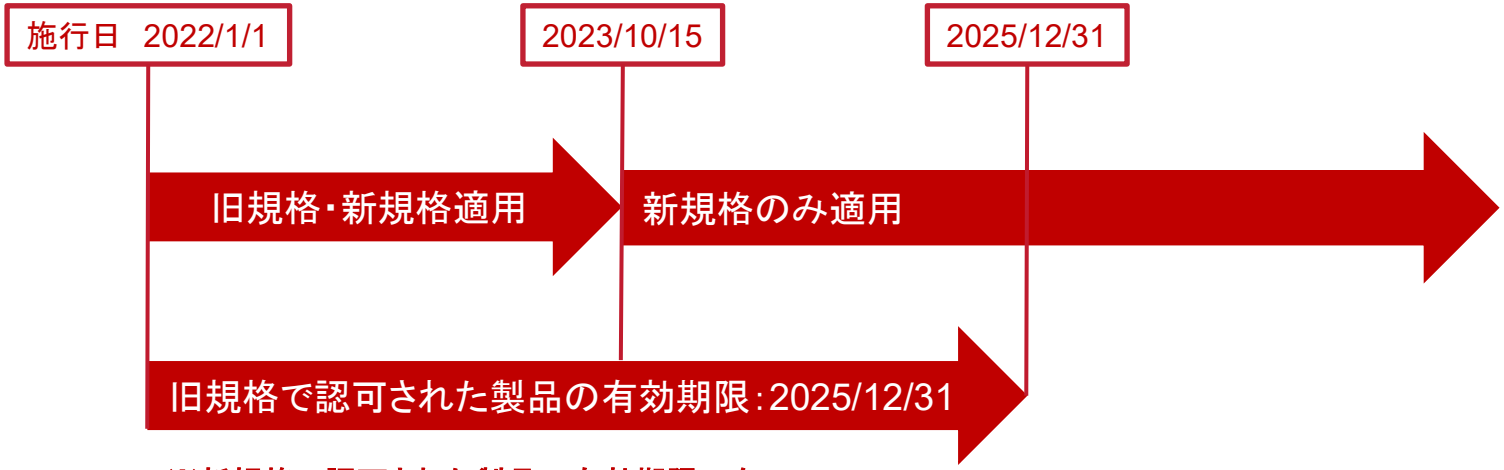

※新規格で認可された製品の有効期限：5年

アジェンダ

1. アジア主要国・地域の電波法

   (表記要件、申請手順、申請時の注意事項、規制最新動向)

   - 中国

   - 韓国

   - 台湾

2. 規制変更における各国最新情報

   ベトナム・マレーシア・インドネシア・その他

3. 電波法規制情報提供サービス

韓国

韓国電波法（適合登録・適合認証） 申請概要

項目	概要	備考
管轄当局	Korea Communications Commission Republic of Korea （KCC）	
平均申請期間	6週間	2022年6月時点での情報
有効期限	無し	
表記要件	有り	
認可証原紙	無し	
現地代表者	不要	
認可情報の公開	当局WEB上と官報にて公開	資料公開は無し、 短期機密非公開制度有
モジュール認可	可	製品輸入時：モジュールにて無線試験、 製品にてEMC試験要

韓国

認証カテゴリーについて

・13.56MHz / 433MHz RFID
・125kHz / 315MHz Short Range Device
・無線非搭載機器

→ 適合登録

・900MHz RFID
・433.92MHz Short Range Device

→ 適合認証

・Bluetooth/WLAN 等無線データ通信システム用機器

- **SAR対象** → 適合認証
- **SAR対象外** → 適合認証 or 適合登録

※SAR対象機器：
人体から20cm以内で使用する製品、且つ、平均電力が20mW (13dBm)を超過する機器 。現地試験でも確認される。

韓国

表記要件

■ 製品・パッケージへの表記要件

認可/登録製品上、または 電子表示、およびパッケージ上に下記①～⑧を表示すること。

① 適合性評価マーク（KCロゴ）

② 識別符号（認可番号/登録番号）

③ 適合性評価を受けた者の商号/商号名（申請者名）

④ 機資材の名称
（証書にEquipment Nameとして記載される製品カテゴリー）

⑤ モデル名

⑥ 製造年月

⑦ 製造者名

⑧ 製造国

製品上に記載が出来ない場合は？

製品	①又は②（小型製品の場合） ①且つ②（デザイン上の理由の場合）
マニュアル	③～⑧（デザイン上の理由の場合）
パッケージ	①～⑧（小型製品の場合） ①且つ②（デザイン上の理由の場合）

韓国

表記要件(機資材の名称)

改訂前:

無線を使用しない製品のみ、希望の製品名の記載可
無線を使用する製品は、当局規定の機資材の名称の記載要

改訂後:

適合登録の場合、希望の製品名が記載可能に
適合認証の場合、当局規定の機資材の名称の記載要

韓国

表記要件(電子表示)

① 適合性評価マーク（KCロゴ）
② 識別符号（認可番号/登録番号）
③ 適合性評価を受けた者の商号/商号名（申請者名）
④ 機資材の名称
（証書にEquipment Nameとして記載される製品カテゴリー）
⑤ モデル名
⑥ 製造年月
⑦ 製造者名
⑧ 製造国

〇ディスプレイ方式

取り外しのできないディスプレイが内蔵された製品の場合、
ディスプレイ上へ① - ⑧の表示

〇QRコード方式

製品上またはパッケージに表示されたQRコードから表示　(下記の2方式から選択可)

①情報収集方式：

QRコードから直接、③～⑧を表示

②リンク方式：

認可保持者のホームページへのリンクを通じて③～⑧を表示

※識別符号の真偽確認のため、以下URLを表示すること（下記参照）

URL（http://www.rra.go.kr/conform/識別符号）

韓国

申請手順

申請手順：

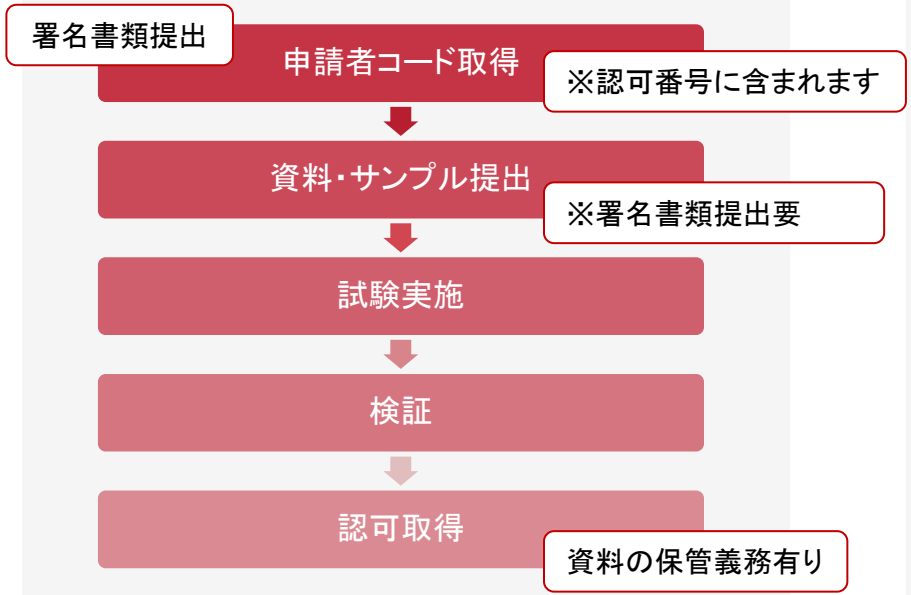

独自必要資料：

- ユーザーマニュアル（英語/韓国語）
- 署名書類
- アンテナ仕様書（無線機器の場合）

申請サンプル：

- アンテナ端子付き伝導1台
- 通常動作1台

製品に外部通信インターフェースがある場合すべてのポート埋める必要有

韓国

申請注意点その1　申請資料保管義務

■　以下の書類は、生産・販売中止後、5年間保管が必要

- 認可証
- 署名書類
- テストレポート
- ユーザーマニュアル
- 外観写真
- 内部写真
- 各基板の実装位置が確認できる写真
- ラベル図またはラベル写真
- 回路図

韓国

申請注意点その2　情報公開

非公開設定
不可

最大30日間の
短期機密非公開設定
可能！

Web公開される情報

- モデル名
- 製品名
- 申請者・製造者名
- 認可番号
- 製造国

官報

- モデル名
- 機器名称
- 製造者名
- 認可番号
- 製造国

申請注意点その3　認可番号

C:適合認証
R:適合登録

申請者コード

R	-	C	S	-	A	B	C	-	XXXXXXXXXXXXXX
①		②	③		④				⑤
放送通信機器		基本認証情報			申請者情報				製品情報(最大14桁)

アジェンダ

1. アジア主要国・地域の電波法

(表記要件、申請手順、申請時の注意事項、規制最新動向)

- 中国

- 韓国

- 台湾

2. 規制変更における各国最新情報

ベトナム・マレーシア・インドネシア・その他

3. 電波法規制情報提供サービス

台湾

台湾電波法　申請概要

項目	概要	備考
管轄当局	National Communications Commission (NCC)	
平均申請期間	12週間	2022年6月時点での情報
有効期限	無し	
表記要件	有り	
認可証原紙	無し	
現地代表者	必要	
認可情報の公開	当局WEB上に公開 認可証/情報/資料/写真	短期非公開制度有 最大1年。延長2回まで可。
モジュール認可	可	フルモジュール認可と 限定モジュール認可の2種類

台湾

表記要件

■ **製品上、マニュアルまたはパッケージへの表記要件**

- モデル名
- ブランド名
- NCCロゴ＋認可番号

電子表示も可能

■ **マニュアルへの表記要件**

- 低功率射頻器材技術規範の3. 8. 2に基づく定型文

■ **Web 上への表記要件**

インターネット上で販売する場合、①②のいずれかをそのWebサイト上に表示すること

①NCCロゴ＋認可番号

②認可番号

■ **パッケージへの表記要件**

- NCCロゴ

Ex. CCAB09LPXXX0TY

台湾

申請手順

申請手順:

資料・サンプル提出

↓

試験実施

⇒ドラフト試験レポート発行
⇒正式レポート

↓

検証機関にて検証

↓

認可取得
＋短期機密非公開制度適用

↓

（＋短期機密非公開制度解除）

独自必要資料:

- 現地代表者の捺印書類
- カラーバリエーション毎の写真

申請サンプル:

- アンテナ端子付き伝導1台
- アンテナ放射連続送信1台
- 通常動作1台

※同梱販売の有無に関係なく、すべての周辺機器の提出要。認可後の周辺機器の変更は、変更申請要。

台湾

申請注意点その1: 周辺機器の提出も必要

申請サンプル:

- アンテナ端子付き伝導1台
- アンテナ放射連続送信1台
- 通常動作1台

※同梱販売の有無に関係なく、すべての周辺機器の提出要。

認可後の周辺機器の変更は、変更申請要。

台湾

申請注意点その2　情報公開

Web公開される資料

認可証

試験レポート

外観写真

短期機密
非公開設定
可能！

アジェンダ

1. アジア主要国・地域の電波法

   (表記要件、申請手順、申請時の注意事項、規制最新動向)

   - 中国

   - 韓国

   - 台湾

2. 規制変更における各国最新情報

   ベトナム・マレーシア・インドネシア・その他

3. 電波法規制情報提供サービス

ベトナム

最新情報

施行日：2020年7月1日

1) ベトナム国外の会社も申請者となることが可能になった

※申請書原紙やConsular Authentication(領事館から取得）の提出が必要

2) 製品ごとの認証カテゴリーの更新

Appendix I対象機器 (Short Range Device等)：Type ApprovalおよびDoCが必要

Appendix II対象機器 (Computer、Tablet 等)：DoCが必要

上記以外 (60mW以下のBluetooth/WLAN機器 等)：Type Approval / DoCいずれも不要

施行日：2021年7月1日

1)　1－40GHzで動作するShort Range Device (SRD)および、2.4GHz帯で動作する機器の技術基準規格改訂

※旧規格で認可済みの製品について、2021年7月1日以降にベトナムに輸入される製品は、新規格に基づき再認証が必要

施行日：2022年2月15日

1)　ベトナム語のラベル表示要求の改正

ベトナム

注意事項

原則工場ごとの認可取得が必要(1工場、1認可証要)

・申請者が現地代表者の場合

⇒　全工場名義(同一国内であっても)の試験レポートが要求される

(各工場のサンプルが必要)

・申請者が製造者の場合

⇒　1試験レポートの流用可能

マレーシア

最新情報

施行日：2021年11月25日

1)認可証にはMarketing Name(販売名称)の記載が必要になる

※Marketing Nameが確認できる下記いずれかの資料が必要。

1. 製品仕様書
2. ユーザーマニュアル
3. 製品カタログ
4. 製品上の表示（実際に販売される製品の写真）
5. 製品パッケージ

⇒認可取得後Web上には下記情報が公開され、Marketing Nameも含まれている。

公開を希望しない場合、認可情報の非公開の要望可。

公開情報：申請者名（現地代表者）/ モデル名 / Marketing name/ 無線機能（使用周波数等）/ ブランド名/
認可番号/ 製品名/ 認可日/ 有効期限

インドネシア

最新情報

1) ペーパーワーク申請、期限なしで申請可能

□通常申請

現地の認定試験所で無線・EMC試験をして申請

※AC機器のみSafety試験も必要

□ペーパーワーク申請

当局の認定試験所の試験レポートを用いて申請

⇒ ペーパーワーク申請は2021年12月末までと期限があったが、受け入れが継続され期限が廃止となった

2) 技術要件に関するテストレポートの要約の提出が必要

注意事項

ペーパーワーク申請で使用できる試験レポート条件

・インドネシア認定試験所であること

・当局認定試験所より認定日以降に発行されたもの

（参照レポートがある場合は、参照分含めすべて認定日以降に発行であること）

・APAC-MRAもしくはILAC-MRAの認定機関によるISO / IEC17025試験所であること

・2021年4月1日以降発行の場合 電子署名されていること

※無線レポートはモジュールでも可能

※安全レポートはAC機器（ACアダプターを使うDC機器も対象）の場合のみ必要

⇒UL Japanでは、

本社EMC試験所および湘南EMC試験所が認定試験所として登録されている。

各国

最新情報

メキシコ

・2022年6月に、Type Approvalガイドラインと適合性評価手順について改定がある

インド

・強制試験認証制度（MTCTE）Phase-III とPhase-IVが、2023年7月1日に強制化される

→対象機器は主にテレコム機器。

製品カテゴリごとの要求事項が規定されたEssential Requirement(ER)に基づき該非の確認を行う必要あり

イエメン:

電波法認可の有効期限が1年間から2年間に変更された

セネガル:

・2021年8月27日付で、型式認可に関する文書が改定され、表記要件が変更された

アジェンダ

1. アジア主要国・地域の電波法

   (表記要件、申請手順、申請時の注意事項、規制最新動向)

   - 中国

   - 韓国

   - 台湾

2. 規制変更における各国最新情報

   ベトナム・マレーシア・インドネシア・その他

3. 電波法規制情報提供サービス

電波法規制情報提供サービス / 各国電波法認証取得サービス

電波法規制調査にかかる時間・手間を削減し、知りたい国の情報を簡単かつタイムリーに入手可能
世界各国約200か国 / 地域 の電波法規制情報を保有

各国電波法基本要件

各国の電波法規制を表形式の一覧で把握

- 世界約200か国の電波法の認証基本要件
- 月に1度の更新
- 単発配信、限定国情報の単発配信など対応可

内容例：認証要否、現地代表者要否、表記要件有無、
現地試験要否、申請期間など

各国トピックス

規制変更などの最新動向をタイムリーにキャッチ

- 各国の新規情報レポート
- 月に1度の配信

内容例：申請手続き変更、新規追加の要求事項等、
主要国以外の国も対象としています。

本サービスの詳細はこちら ⇒
https://s.UL.com/2MgabiH

各国電波法認証取得サービス

- 年間約6000件以上の申請実績
- 試験～認可取得までのワンストップサービス

ご不明な点、ご質問、また個別セミナーのご要望など、
お気軽にお問合せください。

お手数ですが、退出される際は、
アンケートへのご協力をお願い申し上げます。

株式会社 UL Japan
コンシューマー機器事業部
お問合せフォーム

UL and the UL logo are trademarks of UL LLC © 2022.